

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、左官工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、フェンス取付工事の作業時に足を滑らせ転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「右股関節痛、頸椎打撲傷、骨盤打撲傷、腰椎横突起骨折」と診断され入院加療となった。その後、請求人は同月〇日、E病院に転医入院、さらに、同年〇月〇日にはF病院に転医し、通院による療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認めたものの、請求人には、同一部位に障害等級第8級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害補償給付支給請求書裏面のG医師作成の診断書によれば、傷病名「第1・2腰椎横突起骨折、第1・2胸椎圧迫骨折」とされているところ、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)イないしオに説示するとおり、本件における画像所見等から、「第1・2胸椎圧迫骨折」は陳旧性であり、本件災害による請求人の傷病は「第1・2腰椎横突起骨折」と認められるものと判断する。

(2) 請求人に残存する障害として評価すべきものは、せき柱の運動障害及び神経症状並びに既存障害と認められ、その障害の程度は、決定書理由第2の2(2)カに説示するとおり、それぞれ、「せき柱に運動障害を残すもの」(障害等級第8級の2)及び「局部にがん固な神経症状を残すもの(障害等級第1・2級の1・2)並びに「せき柱に変形を残すもの」(障害等級準用第8級の2)に該当するものと認められるところ、上記神経症状はせき柱の障害に通常派生するものと考えられる。

(3) 以上のことからみると、請求人に残存する障害は、せき柱の運動障害及び既存障害であるところ、両障害は同一部位に生じており、いずれも、障害等級第8級に該当するものである。そうすると、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)ケに説示するとおり、労働者災害補償保険法施行規則第14条第5項の規定による障害補償給付の差引支給額を発生させるものではないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるもの

とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。